

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第19条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 条例第13条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）及びそのまん延防止のための措置の影響とする。</u></p> <p><u>4 条例第13条第1項第2号に規定する修学が困難で特に必要があると認められる者は、免除（入学検定料に係るものに限る。）を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が授業料等減免対象者の認定を受ける者に準ずる程度まで減少した者とする。</u></p> <p>（免除の額）</p> <p>第20条 免除する授業料、入学検定料又は入学金（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第19条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）<u>授業料（前条第4項に該当することとなった者に係るものを除く。）</u> 原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額</p> <p>（2）<u>入学検定料</u> その全額</p> <p>（3）<u>入学金（前条第4項に該当することとなった者に係るものを除く。）</u> その全額</p> <p>（免除の申請）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>	<p>第19条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（免除の額）</p> <p>第20条 免除する授業料、入学検定料又は入学金（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第19条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）<u>授業料</u> 原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額</p> <p>（2）<u>入学検定料及び入学金</u> その全額</p> <p>（免除の申請）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>

(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3) 条例第13条第1項第2号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等（入学検定料に限る。）の免除を受けようとする場合 第19条の2第4項に該当することを証する書類</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。